

精神障害者の交通運賃割引制度の適用に関する意見書

障害者基本法は、精神障害者を身体障害者及び知的障害者と同様に障害者と定義している。障害者の自立及び社会参加を促進するためには、公共交通機関などにおける経済的な支援が必要不可欠である。現在、身体障害者及び知的障害者に対しては、鉄道・バスの運賃や高速道路料金などの割引制度の実施により、経済的負担の軽減が図られているが、精神障害者は除外されている。

よって、国においては、精神障害者についても、身体障害者及び知的障害者と同等に割引制度が適用となるよう、交通事業者に対し必要な措置を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月2日

高崎市議会議長 渡 邊 幹 治

衆 議 院 議 長	}	殿
参 議 院 議 長		
内 閣 総 理 大 臣		
総 務 大 臣		
厚 生 労 働 大 臣		
国 土 交 通 大 臣		